

計画作成年度	平成 30 年度
計画変更年度	令和元年度
計画主体	穴水町

穴水町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 穴水町地域整備課
所在地 鳳珠郡穴水町字川島ラの 174 番地
電話番号 0768-52-3670
FAX番号 0768-52-0395
メールアドレス chiiki7@town.anamizu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣類（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ） 中型獣類（タヌキ、ハクビシン、アナグマ、キツネ アライグマ）
計画期間	平成31年度～令和3年度
対象地域	穴水町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値（面積、金額）
イノシシ	水稻	1,159a [11,020千円]
ニホンジカ	果樹、森林等	被害無し
ツキノワグマ	果樹、森林等	被害無し
タヌキ、ハクビシン アナグマ、キツネ、 アライグマ	野菜、果樹	被害無し

（2）被害の傾向

1. イノシシ

平成23年頃から農作物被害が報告されるようになり、現在では町内全域で水稻被害が拡大している。また、その痕跡から生息数は大幅に増加していると推測され、今後も更に生息数が増加していくと考えられる。

2. ニホンジカ、ツキノワグマ

現在、農林業等の被害は報告されておらず、目撃情報のみであるが、農作物や地域住民等への人身被害が懸念される。

3. タヌキ、ハクビシン、アナグマ、キツネ、アライグマ

現在は目撃情報のみであるが、過去に被害があったため、今後被害の再発もあり得る。

（3）被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和3年度）
イノシシ 被害面積	1,159a	800a
被害金額	11,020千円	7,600千円
ニホンジカ ツキノワグマ	農作物等の被害無し	現状の維持
タヌキ、ハクビシン アナグマ、キツネ、 アライグマ	農作物等の被害無し	現状の維持

※ その他の鳥獣についても目撃されており、被害報告が無いよう努める。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獵友会協力のもと有害鳥獣駆除班を編成し、銃器、わなによる捕獲を実施している。 ・各駆除班の活動に対し、補助金を交付している。 ・わな獵による捕獲従事者確保のため、狩猟免許取得経費の助成を実施している。 ・捕獲奨励金の交付を実施することによって、捕獲の推進を図っている。 <p>(捕獲機材の導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国やその他の補助事業により、捕獲檻を導入している。 <p>(捕獲鳥獣の処理方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な方法で埋設処分をしている。 	<p>(捕獲体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元獵友会員の高齢化による減少のため狩猟者不足になり、今後、計画的な捕獲が困難になる恐れがある。 ・新規狩猟者の確保、また農業者自らが捕獲の担い手となるような体制づくりが必要である。 ・捕獲に関する知識、技術の向上が必要である。 <p>(捕獲機材の導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、有害鳥獣の生息数の増加に伴う被害の増大が予想されることから、捕獲機材数の不足が懸念される。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の活動区域が行政区域を跨ぐことから、広域的な対応方法の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	<p>(侵入防止柵の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国やその他の補助事業により、防護柵を設置し、農作物への被害防止対策を実施している。 <p>(緩衝帯の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国やその他の補助事業により、農地周囲に草刈りと除伐による緩衝帯を整備し、農作物への被害防止対策を実施している。 	<p>(侵入防止柵の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識不足のため、設置が不完全で効果が十分に発揮されないことがあり、知識の向上が必要である。 ・被害が山間部から里部に広がることが懸念され、今後、その対策が必要である。 ・深刻化する農家の高齢化や担い手不足のため、防護柵設置及び管理すること自体が経済的、人的な負担となっている。 <p>(環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家の高齢化による農地の保全不作等を補うため、地域ぐるみによる草刈など共同作業の啓発が課題である。

(5) 今後の取組方針

穴水町鳥獣被害防止対策協議会を通じ、関係機関との連携を強化することで、総合的な駆除対策及び防除対策を推進するとともに、農業者、集落、農産物生産組合などが一体となって被害防止を推進する環境、意識づくりの高揚を図る。

また、捕獲したイノシシの処理については、大半を捕獲者による埋設処理で行われており、埋設にかかる労力が捕獲者の負担となっているため、捕獲イノシシの処理施設を建設し、更なる捕獲の推進を図る。

- ・地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ・駆除と防除の両面での被害防止対策を推進する。
- ・捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ等は、有害鳥獣捕獲隊（獵友会員で編成）により捕獲・駆除を実施する。また、ニホンジカ、ツキノワグマについては、鳥獣被害対策実施隊を設置、民間隊員（獵友会員）と町職員による捕獲を行う。今後担い手不足が予想されるため、狩猟免許取得を推進し、人材の確保・育成を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	大型獣類（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ） 中型獣類（タヌキ他）	捕獲檻、わなの整備 狩猟免許取得推進 捕獲技術の向上
令和2年度	大型獣類（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ） 中型獣類（タヌキ他）	捕獲檻、わなの整備 狩猟免許取得推進 捕獲技術の向上
令和3年度	大型獣類（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ） 中型獣類（タヌキ他）	捕獲檻、わなの整備 狩猟免許取得推進 捕獲技術の向上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

・大型獣類（イノシシ）

農作物等の被害状況や生息状況、捕獲技術等を勘案し、適正な捕獲計画数等を設定する。（近年、被害及び生息数が増加している。）

・大型獣類（ニホンジカ、ツキノワグマ）

個体数調整による。

・中型獣類（タヌキ、ハクビシン、アナグマ、キツネ、アライグマ）

農作物被害に併せ、生息状況等を勘案し、捕獲計画数等を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成31年度	令和2年度	令和3年度
大型獣類（イノシシ）	500頭	600頭	700頭
中型獣類（タヌキ他）	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容			
・大型獣類（イノシシ）			
捕獲手段	箱わな、くくりわな、銃器		
予定時期	通年（銃器は狩猟期間のみ）		
予定場所	町内全域（主に山間部）		
・大型獣類（ニホンジカ、ツキノワグマ）			
捕獲手段	箱わな		
予定時期	目撃情報に基づき隨時対応		
予定場所	町内全域		
・中型獣類（タヌキ、ハクビシン、アナグマ、キツネ、アライグマ）			
捕獲手段	箱わな		
予定時期	通年		
予定場所	町内全域		

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	電気柵 50,000m	電気柵 40,000m	電気柵 30,000m

（2）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度 ～ 令和3年度	イノシシ、 タヌキ、アナグマ ハクビシン、 キツネ、アライグマ	・侵入防止柵の管理について、定期的な草刈りやメンテナンスなど、取扱いの指導。 ・作物残渣及び放任果樹等の除去や緩衝帯の整備による獣害に強い環境づくりの啓発。 ・侵入防止柵（電気柵）の設置やわな獵免許の取得補助。

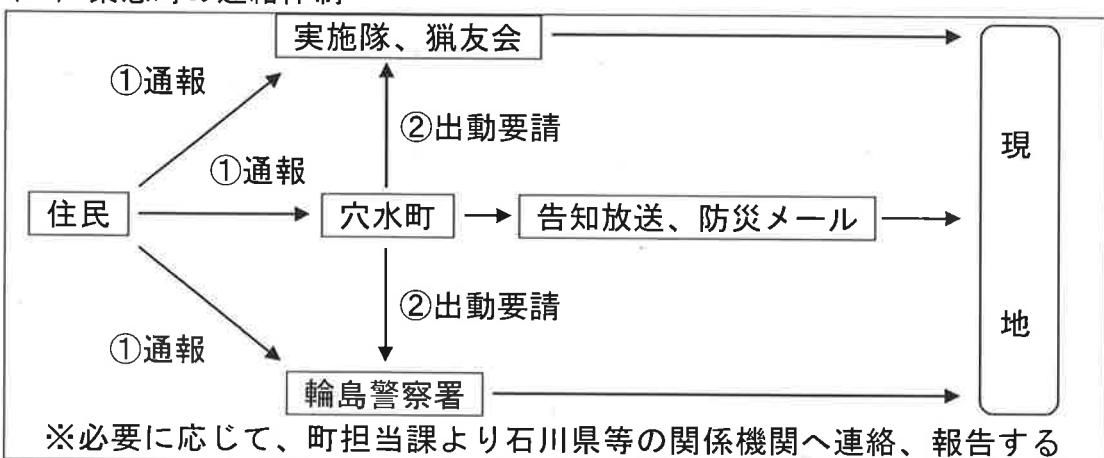
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる

おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
輪島警察署	住民の緊急時の措置判断及び安全確保に 関すること。
石川県奥能登農林総合事務所	助言、指導。
穴水町	対処全般にすること。
穴水町内各町内会	住民への周知にすること。
石川県猟友会鳳至支部穴水分会	対象鳥獣の捕獲にすること。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	穴水町鳥獣被害防止対策協議会 役割
構成機関の名称	
穴水町地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局 ・生息、出没、被害等の情報収集と提供 ・被害防止対策の指導、財政的支援 ・被害防止対策、技術等の普及啓発 ・捕獲等に関する技術等の助言、指導 ・関係機関の連携、調整
穴水町区長町内会長 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・生息、出没、被害等の情報収集と提供 ・藪、草刈等による緩衝帯の整備 ・食物残渣の処理徹底、指導
おおぞら農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・生息、出没、被害等の情報収集と提供 ・農地の保全、管理と指導 ・農作物残渣の処理徹底、指導
石川県農業共済組合 奥能登支所	<ul style="list-style-type: none"> ・生息、出没、被害等の情報収集と提供 ・農地の保全、管理と指導 ・農作物残渣の処理徹底、指導

石川県猟友会鳳至支部 穴水分会	<ul style="list-style-type: none"> ・生息、出没、被害等の情報収集と提供 ・有害鳥獣の捕獲 ・捕獲場所、捕獲数等の報告
能登森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・生息、出没、被害等の情報収集と提供 ・林地等の保全、管理と指導
石川県奥能登農林総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・生息、出没、被害等の情報収集と提供 ・鳥獣保護管理計画の策定等による生息管理 ・鳥獣被害対策への技術的支援 ・捕獲等に関する技術等の研究開発と普及
石川県輪島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・生息、出没、被害等の情報収集と提供 ・出没時における住民への周知と安全確保

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石川県農林水産部里山振興室	有害鳥獣関連及び被害防止技術等に関する情報の提供、その他必要な援助。
石川県生活環境部自然環境課	イノシシ等の生態等に関する情報提供

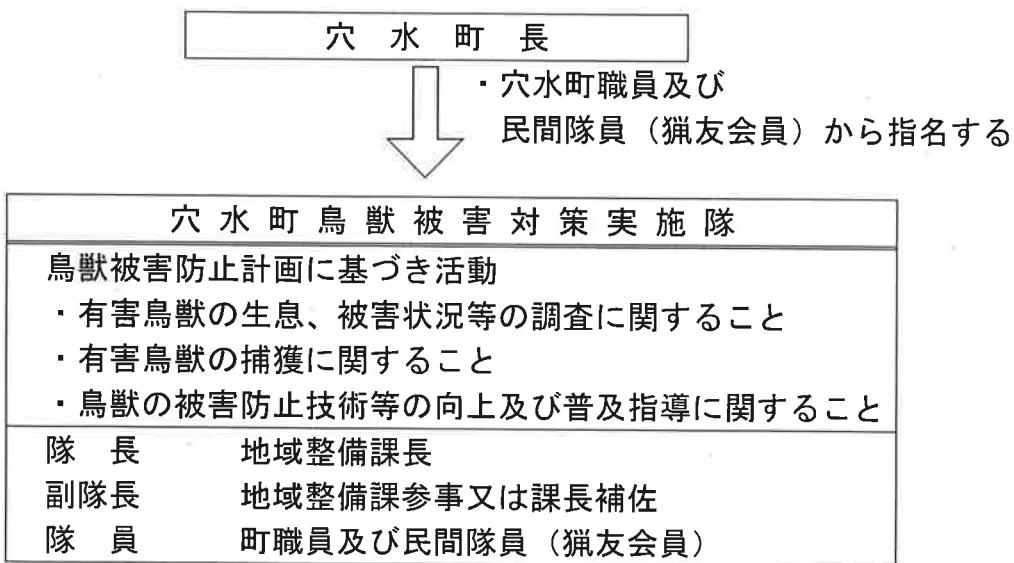
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

穴水町職員（町長が指名）による穴水町鳥獣被害対策実施隊を組織し、駆除、防除について普及啓発等を行い、農作物等への被害防止に取り組む（平成24年12月設置）。

また、実施隊に民間隊員（猟友会員）を加え、より効果的に被害を防止するための体制整備強化を図る。

※民間隊員（猟友会員）は平成31年4月1日より委嘱

<穴水町鳥獣被害対策実施隊 実施体制図>



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町と連携を強化し、情報の共有化や協同した対策の検討を図る。

被害の発生や新たな防止対策の出現等により、この計画が状況に応じなくなつた場合は、その都度、関係機関と協議し、計画の見直しを行い、より効果的な被害防止に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、分解処理、自家消費、埋設処分など状況に応じて適正に処分する。ただし、イノシシ等の有効利用が見込めるものについては、猟友会等関係機関と連携し有効な手段を模索・検討し、できる限り利活用できるように努める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

当面は自家消費を奨励しながら、捕獲者や住民に対し「石川県野生獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」の普及啓発を図り、将来的な食肉利用につなげる。また、民間の食肉加工施設の建設に対する支援を検討する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣捕獲従事者の確保、育成に関する施策。

地域、集落ぐるみでの被害防止対策の推進。